

○小山市の後援等に関する事務取扱規程

平成20年3月31日

規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、国、地方公共団体、民間団体等(以下「主催者」という。)の実施する事業に対する小山市の後援等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「後援等」とは、後援、協賛、推薦をいい、主催者の実施する事業の趣旨に賛同し、その事業を支援することをいう。

(後援等の基準)

第3条 後援等を行うことができるものは、申請に係る事業が次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている場合とする。

- (1) 目的、規模、対象者等を総合的に判断して小山市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。
- (3) 私的な利益を目的とするものでないこと。
- (4) 公序良俗に反しないものその他社会的非難、誤解等を招くおそれのないものであること。
- (5) 主催者の存在が明確であり事業遂行能力が十分にあると判断できるものであること。
- (6) 開催の場所が公衆衛生、災害防止等について十分な措置が講じられているものであること。

(申請の手続)

第4条 後援等の申請は、小山市後援等申請書(様式第1号)によるものとする。

(決定等)

第5条 前条に規定する申請を受理したときは、これを審査し、後援等の可否を決定し、小山市後援等承認通知書(様式第2号)又は小山市後援等不承認通知書(様式第3号)により遅滞なく申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により後援等を承認したときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 「小山市後援(協賛)」等の名義の使用期間は、第1項の通知の日から当該事業等の終了の日までとすること。

- (2) 事業計画に変更があった場合は直ちに届けをさせること。
- (3) 必要があると認めるときは、主催者に対し小山市後援(協賛・推薦)事業実績報告書(様式第4号)の提出を求めること。
- (4) 第7条の規定により後援等が取消しになった場合は、第1号の名義が表示されているポスター、刊行物等を直ちに撤去又は削除させること。この場合において、当該撤去又は削除に要する費用は、主催者の負担において行われるものであること。

(5) その他必要と認める事項

(申請手続の省略)

第6条 小山市の委託による事業又は定例的な事業であって第3条に規定する要件を満たしていることが明らかな場合は、申請手続を省略することができる。この場合において、当該事業の主催者にあらかじめ事業の概要を文書をもって報告させるものとする。

(後援等の取消)

第7条 後援等の承認後において第3条に規定する要件に違反する事実が判明した場合又は第5条第2項の規定により付した条件に違反する事実が判明した場合は、当該後援等を取り消すことができる。

(適用除外)

第8条 申請に係る事業に関し別に定めがあるとき、この規程によることが適当でないと認める場合は、この規程を適用しないことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。